

# 委員提出資料

## 目 次

- 王寺 直子 委員提出資料 . . . P . 1
- 奥山 千鶴子 委員提出資料 . . . P . 2
- 駒崎 弘樹 委員提出資料 . . . P . 5
- 水谷 豊三 委員提出資料 . . . P . 21
- 望月 昌幸 委員提出資料 . . . P . 23
- 木村 義恭 専門委員提出資料 . . . P . 25

## 意見書

### 1. 教育・保育など現場で働く方々の収入の引上げについて

---

保育教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、令和4年2月から実施されようとされていることについて、大変ありがたく感謝申し上げます。その中で、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めるようお願いしたい。

また、今回の引き上げが一時的なものではなく、恒常的に引き上げ持続されるよう制度改革を推進していただきたい。

さらに、人事院勧告に伴い、0.9%の減額が令和4年4月より検討されているが、その際にも収入の3%程度(月額9,000円)の引き上げが維持されるよう特段のご配慮を賜りたい。

### 2. 認定こども園等幼児教育・保育施設の多機能化の推進について

---

少子高齢人口減少が進み、さまざまな分野で担い手不足も深刻となっている中、幼児教育・保育施設も例外ではない。その中で様々な拠点を点在させ運営することよりも機能を集約させ、多機能的に取り組むことで担い手不足の中でも包括的に地域の子どもを補完することができる。そのためにも、地域の子ども・子育て支援の中心となりうる認定こども園等が積極的に地域子ども・子育て支援事業など、多機能化に取り組むことができるよう市区町村の連携を含め支援体制を推進していただきたい。

また、認定こども園は子育て支援事業が必須化されているが、人力的な面での措置があるものの事業に対するインセンティブがない状況である。認定こども園に必須化されている子育て支援事業が今後さらに重要度が増す中において、各園がより積極的に取り組むことができるよう、加算等の創設をお願いしたい。

### 3. 各園における利用定員変更手続きについて

---

昨今の少子化による園児の不足により、園によっては定員に達することができず、利用定員の引き下げを余儀なくされている。しかし、一部自治体において、明らかに定員を下回っている状況であり、定員に達する見込みがないにも関わらず、利用定員の引き下げを認めない指導をしている自治体がある。公定価格が園児数×単価である以上、利用定員数に近づくことで通常の経営が成り立つ仕組みとなっており、利用定員が引き下げられないということは単価が低いままとなり、直接的に経営に大きな打撃を与えることとなる。自治体がなぜそのように対応するかの理由を確認いただくとともに実態に即した指導が行われるようお願いしたい。

2021年12月8日

## 子ども・子育て会議（第59回）意見

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会  
認定NPO 法人びーのびーの  
奥山千鶴子

### 1. 子ども・子育て支援法の一部改正について

市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事業に、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村において、関係機関相互の連携の推進に関する事業を追加することについて賛同するとともに、他機関連携の要となる利用者支援事業については国庫補助率が2/3となるなど、市町村が取り組みやすくなっており、是非積極的な取組促進を図るため、情報提供をお願いしたい。また、内閣府が新設した、利用者支援事業（基本型）を実施していない自治体に向けて補助率10/10（自治体直営は対象外）の子ども・子育て支援連携体制促進事業（新規）を積極的に活用いただき、利用者支援事業（基本型）の取組強化を図るよう、合わせて市町村に向けて広報をお願いしたい。

### 2. 一時預かり事業の今後について

資料3の保育所・保育士等の在り方に関する検討会や、資料4の社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の報告書等にも記載があるが、特に孤立しがちで支援が届きにくい子育て家庭に向けて、一時預かり事業については、子育て家庭に身近な場所においても活用できるよう抜本的な改革が必要だと考える。

とりまとめ（素案）においては、定員に余裕のある保育所において通所していない3歳未満児を週1～2回程度一時預かり事業を活用する案が挙げられているが、定員に余裕のない都市部においても大きなニーズがあることから、以下提案したい。

#### 保護者が目的に応じて利用しやすい場所で実施

リフレッシュや短時間の預かりは、通常通っている地域子育て支援拠点、就労・介護等を目的とし比較的長時間・定期的な預かりは、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育園等で実施するなど多様な実施形態を保障すべきである。また、すでに類似的に実施しているNPO法人等の活動も参入できるよう配慮いただきたい。

#### 子どもの養護と教育の保障としての定期的保育の保障

子どもの養護と教育の保障としての定期的保育の保障は、親の就労の有無に関わらず必要であり、子どもが他の子どもたちと関り社会性を身に付ける機会としても保障されるべきものである。例えば一日3時間の保育を月3回、年間通じての実施として10か月とすれば、年間90時間の保育保障となるが、子どもの発達や親のレスパイト、「かかりつけ相談機関」としても機能を果たせると考える。

#### ITC等の活用による、空き状況の確認・予約、利便性の高い支払い方法等の仕組みの構築

一時預かり事業の推進にあたっては、利用者の利便性を考慮し、空き状況の確認・予約、キャッシュレス決済等も含めた利用者にとって利便性の高い仕組みを構築してほしい。

以下、認定 NPO 法人びーのびーので実施している一時預かり事業及び類似事業の実施状況を参考までに記載する。

実施場所	地域子育て支援拠点 A (拠点の一日平均利用者数 約 10 組)	地域子育て支援拠点 B (拠点の一日平均利用者数 約 48 組)	認可保育所 (60 人定員)
実施類型	地域子育て支援拠点事業加算事業 (一時預かり類似事業) *2010 年より加算事業スタート	一時預かり事業(一般型) *2021 年 7 月より事業スタート	一時預かり事業(一般型) *2020 年 4 月
定員	一日 3 人	一日 3 人	一日 1 人
利用日時 時間、 利用回数	月・火・水・木・金 9:30~15:30 一日 4 時間、月 8 回以内	火・水・木・金・土 9:30~17:00 一日 4 時間、月 8 回以内	月・火・水 木・金 8:30~ 16:30 一日 8 時間
料金	1 時間 500 円	1 時間 300 円	1 時間 300 円
月平均利用者数(延)	約 37 人(延) * 平均利用時間 約 2.8 時間 (令和 3 年 4 月~11 月の平均)	約 109 人(延) * 平均利用時間 約 2.8 時間 (令和 3 年 8 月~10 月の平均)	約 4 人(延) * 約 7 時間 (令和 3 年 4 月~11 月)
年齢別利用割合	<p>■0歳 ■1歳 ■2歳 ■3歳 ■4歳以上</p>	<p>■0歳 ■1歳 ■2歳 ■3歳 ■4歳以上</p>	0 歳児 1 人 1 歳児 33 人 2 歳以上なし
利用目的			定期的な保育 ・産前保育 (祖母の就労時の預かり) ・介護 (親族の通院付き添い)

### 3．一体的相談支援に関する市町村等のマネジメントの強化について

子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を再編して一体的に相談支援を行うとされているが、行政機関が実施することを考えると、利用者にとってはハードルの低い相談機関を合わせて充実させる必要がある。高齢者分野等では、生活支援コーディネーターが第1層と第2層に配置されているように、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点は自治体の第1層の相談支援、地域は第2層として、利用者支援事業基本型（保護者に身近な場所での相談・地域連携機関）や「かかりつけ」の相談機関が担う等、相談支援や支援のコーディネート体制については、利用者の立場にたった体制づくりが求められる。

### 4．こども政策の推進に係る有識者会議報告書について

特に、政策の柱等推進する方向性について賛同したい。産後ケア事業の全国展開、妊娠期からの切れ目ない支援の体制整備、子どもの権利擁護、子育てしやすい社会づくり等着実に推進する必要がある。

その中で、地域人材が担い手となる事業等が多くみられるが、子育て支援員研修等を活用するなど、現在人材育成が出来ていない分野の支援強化も合わせて検討していただきたい。

例えば、 家事・育児ヘルパー 養育支援ヘルパー 家庭教育支援チームスタッフ  
学齢期の居場所支援スタッフ ヤングケアラー支援スタッフ（ヘルパー）  
ピアサポートファシリテーター ユースワーカー（コーディネーター）

2021年12月8日

子ども・子育て会議 御中

NPO法人 全国小規模保育協議会 理事長  
(財) 日本病児保育協会 理事長  
全国医療的ケア児者支援協議会 事務局長  
認定NPO法人フローレンス 代表理事  
医療法人社団ペルル 理事長  
駒崎弘樹

## 意見書

◎「保育の必要性認定」を撤廃し、全ての子どもたちが保育園を利用できるようにしてください。

- 2021年11月10日に日本保育協会理事長が「今後は保育の量から質の問題に重点が変わる」と表明し、保育が供給過多時代に移行しつつあるとの認識を示しました。
- 2020年11月に保育業界最大手のJPホールディングスグループは「児童数が減り赤字が続いた。今後も入園児が見込めない」と説明し、都内認証保育園4園を一斉閉園しました。
- これらのニュースは、「保育所が供給過剰になってきている」ことを示唆するものです。自治体の積極的な取組もあり、待機児童数は昨年に続いて過去最小、東京23区と首都圏の政令指定都市では、21年4月入所を申込んだ人の倍率が平均1.00倍になりました。
- 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（令和3年4月1日）」保育所等の利用定員・利用児童数等の状況<sup>1</sup>によると、保育所等（保育所等、幼稚園型認定こども園等、地域型保育事業）の定員充足率は減少傾向にあり、保育の供給過剰により定員割れが進んだ結果、運営を維持することができず撤退する事業者が2020年より既に現れてきています。
- 政府は保育所数を増やす方針を改め、ポスト待機児童時代に入ったことを明確に認識し、保育所の在り方そのものを大きく転換するべきです。
- すなわち、「主に共働き家庭のためだけの保育園」から「全ての子どもたちのための保育園」へと転換していくべきです。

<sup>1</sup> 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（令和3年4月1日）」

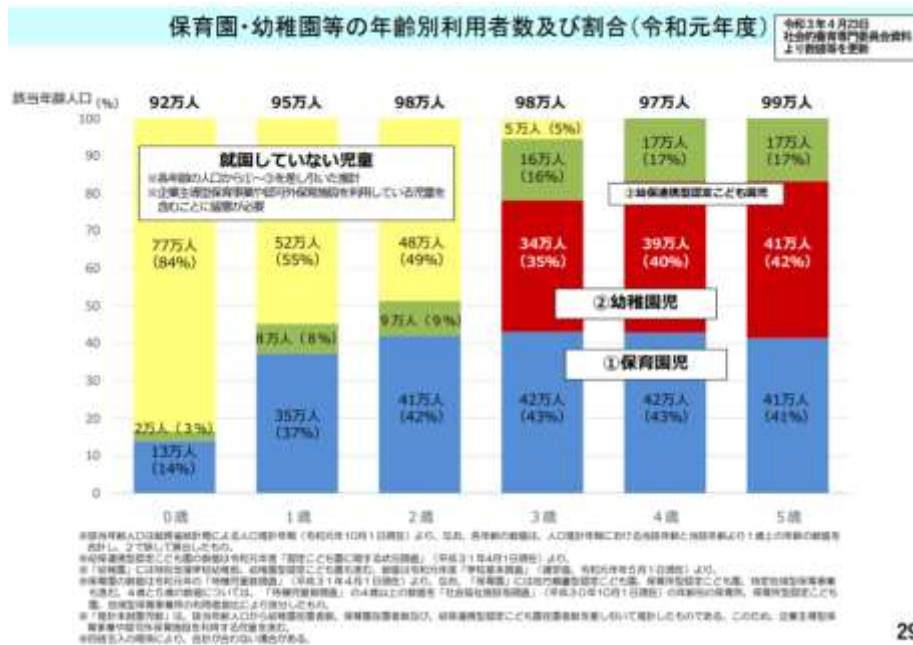
<https://www.mhlw.go.jp/content/11922000/000821949.pdf#page=3>

【概要】

- 専業主婦（夫）家庭や、労働時間が一定基準を満たさない保護者の場合、「保育の必要性認定」の要件に合致しないため、保育園の利用が困難です。
- 専業主婦家庭は、共働き世帯に比べ、周囲からのヘルプが得られにくく、孤立感等を抱える母親が、24時間小さい子どもと一緒にいることで虐待のリスクを高めています。
- 全ての家庭が保育園を利用できるように「保育の必要性認定」を撤廃し、家庭に合わせた頻度で週1～2日でも保育園を利用可能とすることを要望します。

【問題背景1：高い虐待リスク】

- 保育園にも幼稚園にも預けられず、社会と接点を持たない児童（無園児）は多く、3歳以上でも5万人います（下記図参照）



厚生労働省「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会（第1回）」資料3 <https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000784219.pdf>

- 最新の報告<sup>2</sup>によると、1年間の子どもの虐待死事例（57人）では、「0歳」が28人（49.1%）で最も多く、「2歳以下」の割合が34人（59.7%）と半数を超える状況です。無園児率の高い低年齢で深刻な事例が多く発生しています。

<sup>2</sup> 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第17次報告）P90  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000825392.pdf>

- また、子どもの虐待死による実父母の就業状況の事例<sup>3</sup>では、実母は「無職」が 21 例（有効割合 48.8%）、実父は「フルタイム」が 24 例（同 82.8%）で最も多い結果が出ており、専業主婦世帯で多くの虐待事例が起きていることが分かります。

#### 【問題背景 2：出身家庭に起因する機会格差が生じている】

- 日本の既存研究<sup>4</sup>によれば、親が心理的・経済的に余裕がない場合、子どもが低学歴になりやすく、成人後も、非正規雇用・低所得・相対的貧困率が高まるという結果が出ています。現代日本社会で子どもの「出身家庭に起因する機会格差」が存在していることが分かります。
- 経済協力開発機構（OECD）の報告では、人生の最初の数年間は、個人の将来の能力開発と学習の基礎となるため、質の高い「保育・幼児教育」の投資は、「出身家庭に起因する機会格差」を軽減する効果があると認めています。

#### 【問題背景 3：一時預かりはほとんど機能していない】

- 保護者の育児疲れや、育児不安を軽減したいときに利用できる「一時預かり」もありますが、導入に消極的な自治体があったり、補助金が十分ではないために事業が広がりづらく、供給量が不足しています。令和元年度の利用実績<sup>5</sup>で見ると、未就園児 1 人当たりでは1年間に約3日の利用にとどまっています。
- 一方で、ある研究<sup>6</sup>では、働く母親と比較して、専業主婦の育児ストレスが高く、ストレスの主な要因として「子どもと離れた一人の時間がない」「一人きりの子育て、社会からの孤立を感じる」という結果が出ています（下表参照）。専業主婦世帯において、母親が育児から一時的に離れたり、自分以外の人と子育てをしたいというニーズが高いことが分かります。

<sup>3</sup> 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第17次報告）P140  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000825392.pdf>

<sup>4</sup> 阿部彩. (2011). 子ども期の貧困が成人後の生活困難（デプリベーション）に与える影響の分析. 『季刊社会保障研究』46(4), 354-367

<sup>5</sup> 保育を取り巻く状況について（P31）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000784219.pdf>

<sup>6</sup> 乳幼児をもつ母親の育児ストレスの要因に関する文献検討（P102）  
<https://core.ac.uk/download/pdf/230915732.pdf>



表4 「属性」と育児ストレス内容

	属性	ストレス内容	
母親の年齢	30歳未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児役割によって生じる負担</li> <li>・社会的孤立</li> <li>・アイデンティティー喪失に対する脅威</li> <li>・育児への苦手意識</li> <li>・夫の育児態度に対する不満</li> <li>・子どもに対するコントロール不能感</li> </ul>	
	35歳未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳児健康診査保健師への相談事を記入している人が多い</li> </ul>	
	35歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高年初産期で産後2か月におけるFBI・8月の子どもの動機に於けるストレス得点、親自身のストレス得点が高い</li> </ul>	
母親の雇用形態	フルタイム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休前では約6割以上の人が多い</li> <li>・育児・産休取得時に子ども関係のストレスが高い</li> <li>・パートや自営の者よりストレスを感じる、育児のために我慢している</li> </ul>	
	パートタイム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもと離れた1人の時間が少ない</li> <li>・「閉塞感」が高い</li> <li>・育児への苦手意識（昔年者）</li> </ul>	
	専業主婦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的なサポートのある「良好な環境」がない</li> <li>・子どもと離れた1人の時間が少ない</li> <li>・「閉塞感」が高い</li> <li>・一人きりの子育て、社会からの孤立</li> <li>・アイデンティティー喪失に対する脅威</li> <li>・夫の育児態度に対する不満</li> <li>・育児環境の不備</li> <li>・体調不良</li> <li>・百分だけ子育てをしていると思う</li> </ul>	
	結婚年数	結婚年数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産前：結婚年数1年以下と答えた人は、約18割以上の人が多い</li> </ul>
	子どもの年齢	1歳未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6か月以上の子どもを持つ母親は、子どもに関連したストレスが高い</li> </ul>
		1歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳未満に比べて、1歳以上から2歳未満の母親は、子どもの機嫌の悪さ、子どもの気が散りやすさ/多動、刺激に反応すること/ものに慣れにくいことに対してストレスを感じやすい</li> <li>・1歳以上の子どもを持つ母親は育児ストレスが高い</li> </ul>
1歳～2歳		<ul style="list-style-type: none"> <li>・2歳児を持つ母親に比べて、1歳児を持つ母親は、育児の心配や戸惑いを持ちやすい</li> <li>・3歳児を持つ母親より1歳児をもつ母親は約4割高い</li> <li>・1歳0か月健診の2年後は「子どもの気が散りやすさ/多動」に関する項目のストレス低下</li> </ul>	
2歳～3歳		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳児をもつ母親に比べて2歳児と3歳児をもつ母親は、母親のイライラと子どもに対する制御の効かない攻撃性に対してストレスを感じやすい</li> </ul>	
子どもの人数	子どもの人数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの数が増えること</li> <li>・4人以上の子どもを育てる母親より、1～3人を育てる母親は育児ストレスが高い</li> </ul>	

- 「一時預かり」では、利用したい時に利用ができず、複数施設や他のサービスをかけもちで利用するなど、子どもの情緒や発達面を考えると、親子にとって望ましい姿とはいえない状況です。

【要望】

- 保育園や幼稚園は、子どもにとっては大きなセーフティーネットとなりえます。低所得世帯でも給食があることで栄養をカバーでき、また、養育不全世帯ならば、虐待やネグレクトの兆候に、いち早く気づくことが可能です。発達障害等の傾向も、保育士や巡回訪問等の専門職が気づき、適切な療育や支援に早期に繋ぐことができます。
- 保護者にとっても、様々な専門家（保育士・看護師・栄養士等）に子育て不安や相談を定期的に行うことができ、安心して子育てをすることができます。
- また現在は、ポスト待機児童時代に入り、全国の保育所等の定員充足率は年々低下しております。 ※定員充足率＝利用児童数÷定員
- これまではキャパがなく受け入れられなかった必要要件を満たしづらい家庭も保育所等で受け入れられるようになってきています。

施設別の定員充足率 ※（ ）は前年度比

	保育所等	幼稚園型認定 こども園等	地域型保育事業	全体
平成31年	93.2	91.0	82.7	92.8
令和2年	92.6 (▲0.6)	96.0 (+5.0)	82.2 (▲0.5)	92.2
令和3年	91.3 (▲1.3)	93.4 (▲2.6)	78.5 (▲3.7)	90.9

参考：厚生労働省Press Release「保育所等関連状況取りまとめ（令和3年4月1日）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11922000/000821949.pdf>

- ついては、全ての家庭が保育園を利用できるように「保育の必要性認定」を撤廃し、家庭に合わせた頻度で週1～2日でも保育園を利用可能とすることを要望します。

### ◎地域の実態に合わせて事業者が柔軟に利用定員変更ができるよう、自治体へ通知を出して下さい

- 上記の施設別の定員充足率にもあるとおり、特に地域型保育事業では定員充足率が低下しています。
- 地域の人口動向から、今後も定員が埋まらない状況が予想されたため、東京都某区に利用定員変更を相談したところ、「一律受付していない」という回答で、取り扱ってもらえませんでした。
- 一方、国からの通知<sup>7</sup>では、「事業者から利用定員変更の届出があった場合、町村は、届出を受理せず利用定員の減少を認めないといった対応を取ることにはできません。」「市町村においては、申請者との意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定していただく必要がある」と示されています。

103	<p>事業者からの利用定員の減少の届出を受理せず利用定員の減少を認めないことは可能ですか。</p> <p>また、利用定員の減少の届出がされた後に、実際の利用者数が利用定員を上回っている場合、利用定員を見直す必要はないのでしょうか。</p>	<p>利用定員の減少は、法第35条第2項又は第47条第2項の規定により事業者の届出で足りるものであるため、市町村は、必要な事項を盛り込んだ届出を受理せず利用定員の減少を認めないといった対応を取ることにはできません。</p> <p>他方、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき教育・保育の提供を行うこととされており、「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確保に係る留意事項等について」(令和2年9月10日3府省通知)第3の1(1)アにおいて、「市町村においては、申請者との意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定していただく必要がある」とこととされていることから、事業者は、利用定員の減少の届出に際しても、事前に市町村と相談することが適当です。</p> <p>その上で、当該利用定員の減少が保育士・幼稚園教諭等の確保が困難である等の理由によるものである場合は、都道府県・市町村は、事業者に対して保育士・幼稚園教諭等の確保を支援することが適当です。</p> <p>また、利用定員の減少の届出がされた後であっても、上述の通知第3の1(1)イの2のとおり、恒常的に実際の利用者数が当該利用定員を恒常的に上回っているときは、市町村及び事業者は、利用定員を適切に見直し、法第32条又は第44条の規定による確認の変更を行う必要があります。</p>
-----	---	---

<sup>7</sup> 自治体向けFAQ【第19版】令和3年4月28日 No. 103

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/pdf/jichitai\\_faq-19.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/pdf/jichitai_faq-19.pdf)

- ポスト待機児童時代に入り、恒常的に利用定員を下回る受入となっている場合、経営を維持するために、利用定員数の変更を希望する事業者が増えてくると思われます。
- 事業者が地域の実態に合わせて柔軟に利用定員数を変更できるよう、自治体に向けて改めて通知を出してください。

## ◎高卒でも実務経験なしで保育士試験を受けられるようにしてください

- 平成3年4月1日以降に高校を卒業した人が保育士試験を受験するためには、児童福祉施設（保育所、乳児院等）で2年以上かつ2,880時間以上の実務経験が必要です。
- 保育とは全く関係のない学科でも、短期大学又は大学を卒業していれば、保育の実務経験が全くなくても保育士試験は受験できます。
- 短期大学や大学を卒業していても保育の実務経験がなければ、高卒の人と保育に関する知識量は同等なはずですが、2年以上かつ2,880時間以上の実務経験は現実的に非常に厳しく、高卒の人は保育士になりたくても諦めてしまうこともあります。
- 保育士の人材不足が問題になっている中、できる限り保育士になりたいと思う人に門戸を開くべきです。高卒の人も実務経験なしで保育試験を受けられるようにしてください。

## ◎ 保育施設の種別変更に伴うルールの明確化をして下さい。

- 保育施設には、認定こども園、認可保育所、小規模保育所、企業主導型保育所、認証保育所などの種別があり、これらの種別を変更して地域の保育需要に合わせて最適化していく施設も今後増えてくると思われます。
- ですが、保育施設の種別変更を促進する自治体もあれば、全く取り扱わない自治体もあり、対応にばらつきが生じています。事業者が窓口で問い合わせた際も、国の制度でできないと断言する自治体もあり、他自治体の例などを示す形で交渉をするなどして事業者には負担がかかっています。
- 自治体に向けて、保育施設の種別変更についての取り扱いルールやFAQ等を通知してください。

- どのような状況下であれば種別変更が可能なのか明確化することで、各事業者も今後の事業運営に見通しが立てやすくなります。

#### <変更例>

1. 地域型保育事業から認可保育・認定こども園へ
2. 認可外から認可保育・認定こども園・地域型保育事業へ
3. 企業主導型保育事業から認可保育・認定こども園・地域型保育事業へ

### ◎企業主導型保育事業に対する指導・監査の効率的な運用をして下さい

- 企業主導型保育事業に対する指導・監査は、その実施機関である公益財団法人児童育成協会により、以下の指導・監査等が実施されることとなっています。
  1. 児童育成協会による指導・監査
  2. 専門的財務監査
  3. 巡回指導
  4. 専門的労務監査
- 企業主導型保育事業は認可外保育施設であるため、各自治体による認可外保育施設立入調査が実施されることとなっています。さらに自治体によっては、巡回指導も行っています。
- 上記全ての指導・監査の実施にあたって、企業主導型保育事業は、事前の書類提出や、監査資料の準備等に多くの時間を割いています。
- 児童育成協会による指導・監査で求められる内容と、認可外保育施設立入調査で求められる内容については、そのほとんどが重複しています。巡回指導についても、同様に目的や実施内容が重複しています。
- 概ね、公益財団法人児童育成協会が実施している指導・監査で、認可外保育施設立入調査の内容を網羅出来ていると考えられます。
- 公益財団法人児童育成協会が実施する指導・監査と、各自治体を実施する認可外保育施設立入調査の内容を精査いただき、**重複する指導・監査内容については、一元化してください。**

### ◎企業主導型保育事業も地域型保育事業の連携施設として認めて下さい

- 企業主導型保育事業は、地域型保育事業の連携施設としては認められていません。

- 一方で、すべての地域型保育事業は令和7年3月31日までに連携施設を確保しなければならない状況です。地域により差はあるものの、特に小規模保育事業の連携施設の確保が困難なケースが存在しています。

【連携状況別】家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く)の連携施設設定数(令和2年4月1日時点)

事業	連携状況								合計
	①・②・③の全て	①・②	①・③	②・③	①のみ	②のみ	③のみ	設定なし	
家庭的保育事業	575	90	94	3	78	1	15	30	886
小規模保育事業(A型)	2889	207	509	24	219	15	251	414	4528
小規模保育事業(B型)	399	27	100	6	46	0	51	112	741
小規模保育事業(C型)	41	11	8	0	26	0	2	3	91
保育所型事業所内保育事業	88	5	23	3	5	0	54	41	219
小規模型事業所内保育事業	224	25	68	0	18	1	36	41	413
上記計	4216	365	802	36	392	17	409	641	6878

※保育所型事業所内保育事業については、①及び②の連携施設の設定は義務付けられていない。

(参照)「連携状況」	
①	利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
②	必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業者等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育)を提供すること。 (※)家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第81号。以下「省令」という。)第6条第2項及び3項において、家庭的保育事業者等は、市区町村が認める場合、小規模保育事業や事業所内保育事業と代替保育を行うことができることとなっており、本規定に基づき、家庭的保育事業者等が代替保育を行っている場合もここでいう「設定している」に含む。
③	当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の場合、地域枠に限る)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 (※)省令第6条第4項及び第5項の規定において、市町村がいわゆる「先行利用調整」その他の家庭的保育事業等卒園児に引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合、又は認可外保育施設や地方単独の補助を受けた保育施設(認証保育所など)を連携施設として確保している場合に、卒後の受け皿確保に係る連携施設の設定義務を免除することとされており、本規定に基づき、家庭的保育事業者等が卒後の受け皿確保に当たり、上記のいずれかの場合に該当する場合もここでいう「設定している」に含む。

- 企業主導型保育事業においては、3歳児～5歳児の受入に余裕があり、地域型保育事業の連携施設としての保育の受け皿と成り得る状況です。

※ 以下数値は、2021年11月12日 児童育成協会公表資料に基づき集計

<https://www.kigyounaihoiku.jp/info/20211112-02>

[保育施設在籍児童総数]

乳児 : 9,814人 (充足率 50.4%)  
 1・2歳児 : 41,201人 (充足率 81.6%)  
 3歳児 : 6,150人 (充足率 64.7%)  
 4・5歳児 : 6,842人 (充足率 52.1%)  
**3～5歳児総数 : 12,992人 (充足率 57.4%)**

- ついては、3歳児～5歳児の受入が可能な企業主導型保育事業が、地域型保育事業の連携施設として設定できるよう検討ください。



◎虐待を未然に防ぐために「虐待予防サービス制度」を創設してください

## 虐待を未然に防ぐ！虐待予防サービス制度の導入

**課題**

虐待事件を未然に防ぐため、全国のリスク家庭に支援を届けること（アウトリーチ）が必要だが、現状殆どできていない。その大きな要因の一つは、虐待予防に関して、補助事業しかなく、サービス制度が存在しないこと。

**存在しない！！**

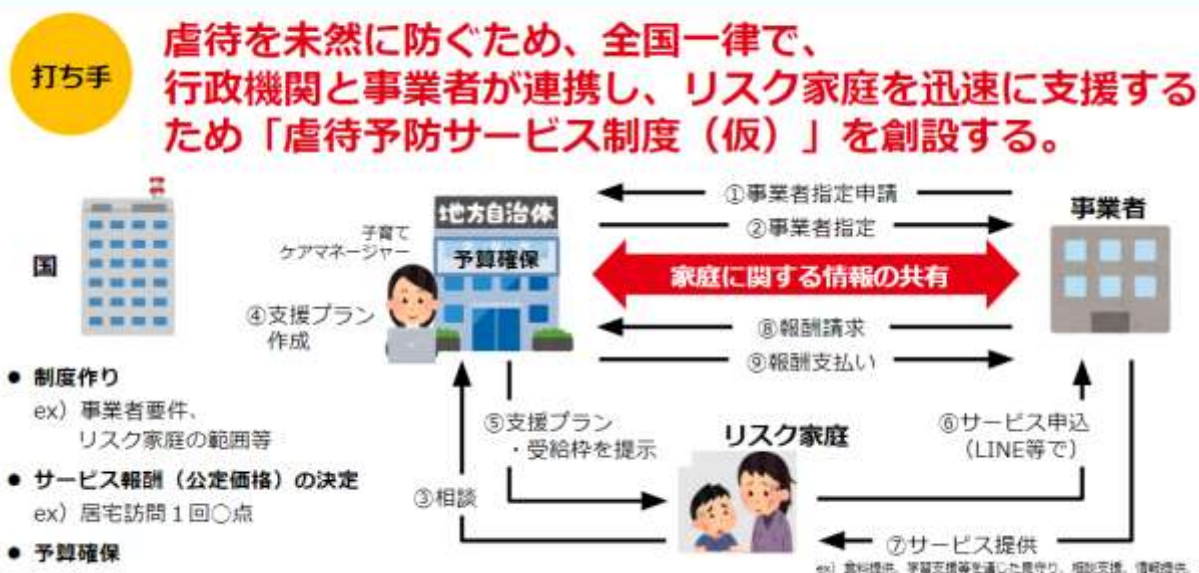
補助事業	サービス制度
<p>国の補助金を受け、<b>自治体が主体となって行う公共事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助金交付申請・決定した自治体のみで実施される。</li> <li>● 原則単年度。</li> </ul> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> <p>自治体の手挙げしないと、リスク家庭に支援が届かないのが問題！</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>地方自治体</p> </div> <p><small>《補助事業の例》・支援対象児童等見守り強化事業 ・一時預かり事業</small></p>	<p>サービスを必要とする人を<b>社会全体で支えるために国が作る制度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 制度内容については法令で定められ、全国的かつほぼ永続的にサービス提供できる。</li> <li>● 国が公定価格（サービス報酬）を決定する。</li> <li>● サービス事業者が運営する事業所が要件を満たせば、指定を受け、国・地方自治体から報酬を得てサービス提供ができる。</li> </ul> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  <p>全国一律&amp;永続的</p> </div> <p><small>《サービス制度の例》・介護保険制度 ・障害福祉サービス制度</small></p>

- 虐待事件を未然に防ぐために、全国のリスク家庭<sup>8</sup>に支援を届けること（アウトリーチ）が必要ですが、ほとんど実現していません。
- その大きな理由が、虐待予防に関しては、補助事業しかなく、サービス制度が存在していないことが挙げられます。
- 補助事業の場合、手挙げした自治体でのみ実施されるため、手挙げしない自治体の住民には全く支援が届きません。また、原則単年度予算であるため、財源も不安定です。
- 一方、介護や障害福祉の分野では、介護保険制度や障害福祉サービス制度といった「サービス制度」が存在するため、全国一律でほぼ永続的なサービス提供が可能になっています。

<sup>8</sup> リスク家庭：虐待のリスク要因（貧困、ひとり親、若年出産、子どもの障害、親の障害・疾病、乳幼児健康診査非受診等）がある家庭（厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」参照）



# 虐待を未然に防ぐ！虐待予防サービス制度の導入



- 虐待予防の分野においても、全国一律で、迅速に支援を届けられるように、新たにサービス制度（虐待予防サービス制度）を創設していただきたいです。

## 【虐待予防サービス制度】

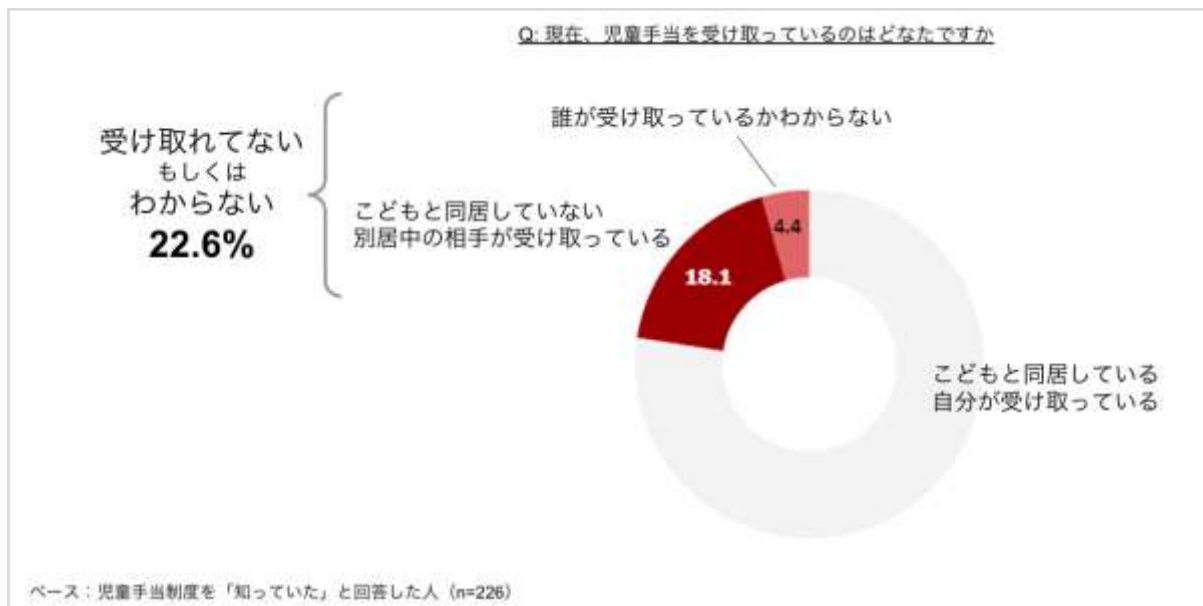
- ❖ 国において、制度作り（事業者要件、リスク家庭の範囲等を規定）、サービス報酬（公定価格）の決定、予算確保等を行う。
- ❖ 地方自治体は、当制度に従って、事業者指定、リスク家庭ごとの支援プランの作成、事業者への報酬支払い等を行う。
- ❖ 事業者は、支援プランにそって、食料提供・学習支援を通じた見守り、保育所での定期預かり・相談支援等を行う。

## ◎「18歳以下への10万円」と「住民税非課税の世帯への10万円」がノーセーフティネットひとり親にも届くようにしてください

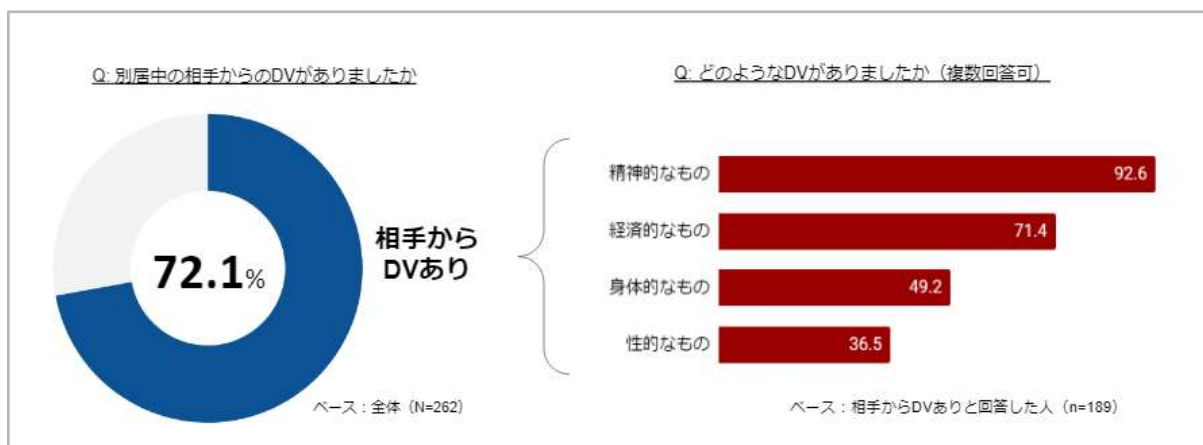
11月19日に閣議決定した18歳以下への10万円相当の給付に導入する所得制限について、迅速な支給のため児童手当の仕組みを利用すること、支給対象は夫婦のうち収入の多い方で判定されることが発表されました。また、経済対策として住民税非課税の世帯を対象に、1世帯10万円の支給がされることも発表されました。この2つの政策に関して、経済的に困窮する別居中・離婚前の実質的なひとり親（ノーセーフティネットひとり親）家庭でも受け取れるよう、以下の対応を国・自治体に求めます。

## 1. 18歳以下への10万円相当の給付について

- 児童手当の仕組みを利用すると、支援を必要とする家庭に十分に届かない恐れがあります。2020年9月に認定NPO法人フローレンス等が実施した、別居中・離婚前のひとり親家庭262世帯への調査にて、18.1%が児童と同居しているにもかかわらず、児童手当を受け取れていないことを把握しています。

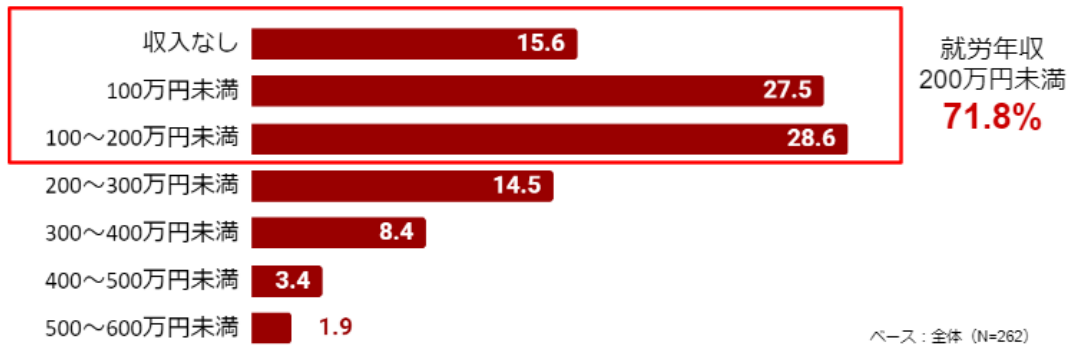


- 彼らは別居中・離婚前で、子どもと同居しながら児童手当をはじめとしたセーフティネットを剥奪され、精神的、経済的、社会的に追い詰められた状況にいるひとり親家庭です。
- 対象者の98%は母子家庭で、7割以上が相手からのDVを経験しており、かつ就労年収200万未満。過半数が行政等の専門機関、職場や友人に状況を打ち明けられていない状況でした。





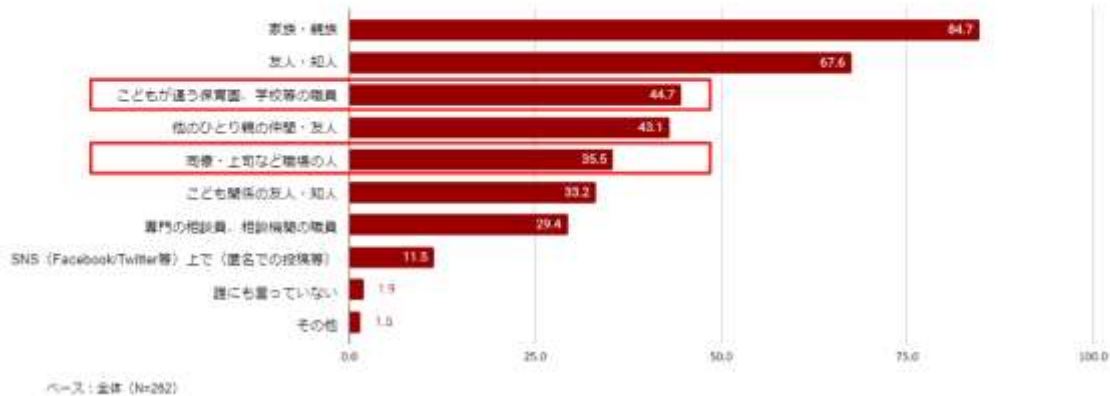
Q: あなたの昨年度（2019年度）の就労年収について、あてはまるものをお選びください



分析結果サマリー  
社会的に孤立しているのは？

こどもの学校関係者へ状況を打ち明けられてない家庭が約6割で  
職場や友人にも言えていない家庭が過半数

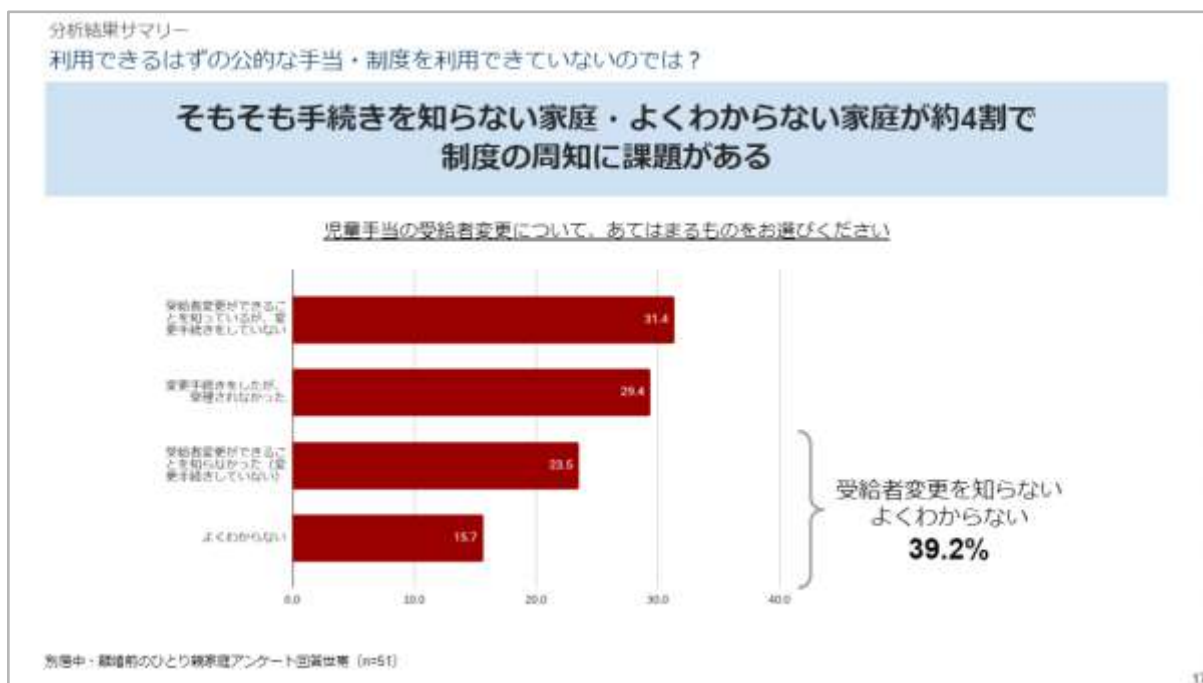
Q: 現在別居中であること（ひとり親になったこと）を伝えている人はいますが（複数回答可）。



- そこで、児童手当の仕組みを利用する場合は、ノーセーフティネットひとり親であっても給付が受け取れるよう、事務連絡「児童手当における同居優先事例及び DV 事例に係る事務処理について」（令和3年2月26日）に則り、児童手当における同居親優先の原則をあらためて徹底し、各市町村にて積極的に運用されるよう、再周知をお願いいたします。
- 16歳以上の子どもについては、親が別居中の場合、両方の親から申請がされる可能性があります。所得が多い方や世帯主を優先するのではなく、子どもと同居している親からの申請を優先して認めるよう、注意喚起をお願いします。また、別居親の所得が不支給の理由にならないよう、同居親優先の原則をこちらでも徹底してください。
- 別居中の夫婦が別の自治体に住んでいる場合は、必要な自治体間の連携を確実に行ってください。その際、配偶者のDVから逃げているケースもあります

ので、本人に無断で配偶者に居場所を伝えないように厳重に配慮してください。

- さらに、上記調査では、対象家庭の多くが「児童手当の受給者変更手続きについて知らない・よくわかっていない」ということがわかっています。そのため、今回の給付についても、迅速に進むほど、多くのノーセーフティネットひとり親家庭が知らないうちに、対象から漏れてしまうことが予想されます。そこで、国・自治体主導にて児童手当の受給者変更が可能であることの周知をわかりやすく行うと同時に、受給者変更が今回の10万円支給に間に合わない場合にも遡及措置が可能になるよう、柔軟な対応をお願いします。



## 2. 住民税非課税の世帯への1世帯10万円支給について

- 住民税非課税の世帯となるためには、世帯全員が非課税の条件にあてはまるのが条件となっているため、例えば別居中・離婚前の妻と子どもの2人暮らしだが別居中の夫の収入が多いために非課税の対象とならない世帯（ノーセーフティネットひとり親世帯）が対象外となってしまいます。
- そこで、コロナの影響を受けてますます困窮する、ノーセーフティネットひとり親にも住民税非課税の世帯への1世帯10万円支給が受け取れるよう、児童手当と同等の同居親優先の原則を採用し、別居親を除いた世帯構成員が非課税の条件にあてはまれば、住民税非課税世帯と同等の状態にあるとみなして、支給対象に加えるように例外対応を追加してください。

- そのうえで、別居中・離婚前の家庭でも手続きを行えば対象になれることの周知と、手続きが間に合わない場合にも遡及措置が可能になるよう、対応をお願いします。

### 3. 最後に

今回はスピードを優先しての判断であることは理解しますが、こうした制度の間にいる親子の問題を解決するため、将来的には給付金を世帯単位ではなく個人単位で支給されるよう、要望します。

## ◎民間シェルターへの一時保護委託を促進し、運営費を補助してください

- 「民間シェルター」は、DV被害者が緊急一時的に避難できる民間施設で、運営団体は全国で約120あります<sup>9</sup>。
- DV被害者支援において、民間シェルターは重要な役割を果たしていますが、財政面、人材面ともに非常に厳しい状況に置かれています<sup>10</sup>。
- 内閣府の調査結果によると、約85%の民間シェルターが財政的問題や人材不足問題を抱えています<sup>11</sup>。多くの民間シェルターが、寄付や無償ボランティアを頼って、不安定な状況下でDV被害者を支援する活動に取り組んでいます。
- 弊社でも、民間シェルターを運営していますが、土地建物の賃借料、人件費（管理者・相談員・保育者等）、光熱費等がかかる一方で、確固たる収入源もなく、財政的に非常に厳しい状況です。
- この厳しい財政状況の大きな要因となっているのが、婦人相談所からの一時保護委託件数の減少です<sup>12</sup>。

<sup>9</sup> 内閣府男女共同参画局「民間シェルター」[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/soudankikan/05.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/05.html)

<sup>10</sup> 内閣府男女共同参画局「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」による報告書（令和元年5月）p.3-  
<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/shelter/siry/pdf/honbun.pdf>

<sup>11</sup> 内閣府男女共同参画局「DV等の被害者のための民間シェルター等に関するアンケート調査」（令和元年5月）p.11-

<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/shelter/siry/pdf/s3.pdf>

<sup>12</sup> 注8と同じ p.4

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」において、各都道府県の婦人相談所は、DV被害者とその同伴家族の一時保護を行うこととされており、民間シェルター等に一時保護の委託が可能となっています。
- そして、婦人相談所からの一時保護の委託を受けた民間シェルターについては、都道府県が一時保護委託費を支給し、その半額を国が負担することになっています。
- 民間シェルターに対する一時保護委託は、平成26年度から減少傾向にあります。地方公共団体と委託契約している民間シェルターでは、委託を受けることを前提に施設を維持しスタッフを配置しているため、一時保護委託件数の減少は民間団体の運営に重大な影響を与えます<sup>13</sup>。

#### 【要望①】

- 一時保護の民間シェルターへの委託が積極的に行われるように厚生労働省から改めて周知徹底していただきたいです。
- 
- また、国において、民間シェルターの基盤強化と対応力向上のため、令和2年度から民間シェルターにおける先進的取組を促進するためのパイロット事業を開始しました。

#### 内閣府「DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業」

都道府県等が負担した、民間シェルターの先進的な取組を促進するための経費を1民間団体あたり1,000万円まで交付金を交付する。

<sup>13</sup> 注8と同じ p.4

# DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業

【令和2年度第3次補正予算 107百万円】  
 【令和3年度当初予算 241百万円】  
 (令和2年度予算額 250百万円)

## 目的

- 多様な困難に直面するDV(配偶者からの暴力)被害者等への支援において、民間シェルターは、先駆性、柔軟性、地域性、専門性等の強みを有し、地域社会における不可欠な社会資源として、重要な役割を担っているが、財政面、人的基盤とも厳しい状況にあり、今後、その存続が困難になるとの指摘もある。
- DV被害者等に対して、漏れなく、安全な居場所を一時的に確保しつつ、専門的・ニーズに沿った支援を、切れ目なく実施し、もって、地域においてDV被害者等が自立し、安心・安全に過ごせるよう、民間シェルターの取組促進を通じて、地域社会におけるセーフティネット機能を強化する。

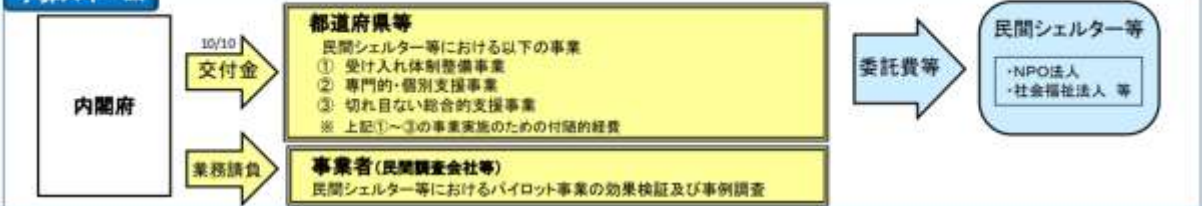
民間シェルターの運営団体数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1
団体数	115	115	108	107	122

## 概要

1. 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金 ※本文交付金の事業の一つとして実施
    - ◆ 交付先：都道府県・政令指定都市、市町村（特別区含む）
    - ◆ 対象経費：都道府県等が負担した、民間シェルター等の先進的な取組を促進するための経費（以下①～③）
      - ①受け入れ体制整備に要する経費（母子一体で受け入れるための改修経費、メール・SNS等相談のための人件費・システム整備費、新型コロナウイルス感染症の防止に配慮した相談支援体制の整備に要する経費（感染予防対策、オンラインによる相談、入居者増に対応する一時的な居室確保）等）
      - ②専門的・個別的支援に要する経費（心理的ケアや同伴児童の進学等の専門的な相談支援を行う専門職配置に要する人件費、児童相談所等関係機関とのネットワーク構築・連携に要する人件費、専門性向上に係る研修経費等）
      - ③切れ目ない総合的支援に要する経費（自立に向けたプログラム実施経費、関係機関への同行支援に係る交通費、退所者へのアウトリーチ支援に要する人件費等）
  2. 民間シェルター等におけるパイロット事業の効果検証及び事例調査
- ※上記①～③の事業実施のための付随的経費
- ◆ 交付率等：国10/10（交付上限：1民間団体当たり、一つの都道府県の管内で1,000万円）
  - ◆ その他：他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先

## 予算スキーム



内閣府男女共同参画局「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）（概要、交付要綱等）」

- しかし、この交付金は、先進的な取組に係る経費（メール・SNS相談のための人件費・システム整備費、専門性向上のための研修経費等）のみが対象となっており、既存の運営費（賃借料、人件費等）は対象になっておらず、殆ど運営の助けにはなりません。

## 【要望②】

- 確かに先進的な取組は重要ですが、それは運営の安定が大前提です。まずは、民間シェルターが安定的に運営できるように、この交付金を恒久的な予算とし、その範囲を運営費にも拡充していただきたいです。また、補助拡充にあたり、民間シェルターの規模に応じた補助をお願いしたいです。

## 第 59 回子ども子育て会議 意見書案

全日本私立幼稚園連合会  
政策委員長 水谷 豊三

今般の経済政策では現場で働く保育士等・幼稚園教諭の収入引き上げ措置に、私学助成の幼稚園の教諭も対象に加えていただきました。また、人事院勧告による人件費引き下げの影響が出ないように配慮もしていただいています。三府省挙げてご尽力いただき感謝申し上げます。

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会の取りまとめには、保育所・保育士による地域支援として、三歳未満児の未就園児家庭の孤立した子育てを支援することが挙げられています。

幼稚園は従来より未就園児および未就園児親子を対象に子育て支援を行っています。

また昨今では、1歳の時からコロナ禍が続く子どもが入園を控え、親同士、つながれることを強く求めています。

しかしそういった事業の多くは、公的な補助を受けないものとして利用者の負担によって運営されています。

こうした事業は13事業の「地域子育て支援拠点事業」として位置づけられると思われませんが、如何でしょうか。また、幼稚園が同事業として位置づけられるための幼稚園固有の要件等があればご教示ください。

地域区分については2度改正をしていただきましたが、現在も継続的課題として挙げられており未だ改善の余地を残しています。

介護報酬など他の制度との整合性やバランスへの配慮から、地域区分を大きく変更することは難しい課題であることも承知していますが、できることからの取組として地方創生推進交付金を活用して地方での保育士・幼稚園教諭の就職のインセンティブ付けに取り組んでいる自治体がいくつか存在しますが、そうした施策を周知・情報提供していくことなどにより、保育人材が都心部などの特定の地域に偏らないよう、配慮・支援をお願いします。

令和3年7月に当連合会が実施した私学助成等幼稚園を対象とした保育の調査では、有効回答数1281園からの調査結果として、教育課程の時間は平均5時間、預かり保育は平均5時間20分となっており、合計で10時間20分の開所時間となっています。

また預かり保育4時間未満の利用者が利用者全体の約8割(79.8%)を占めますが、その4割(43.1%)は就労を理由とするものでした。

この調査結果は幼稚園が多様な就労形態に対応しつつ子育て支援の一翼を担っていることを実証するものですが、人口減少地域においては園児の実員が定員を大きく下回るケースも多く、インフラは確保されていても運営が困難になっている幼稚園が少なくありません。

人口減少地域では、保育所とともに幼稚園もその有用性が大いに生かされることを期待しています。

当連合会が令和 2 年度に幼稚園と認定こども園を対象に実施した調査では、どの施設種と施設規模別で見ても、公定価格上の配置基準を上回る幼稚園教諭又は保育教諭を雇い入れており、規模の大きい園はで 10 人以上追加配置しています。

このような質向上の継続のためには、特定負担額として納付をいただくことも必要となります。

我が国の場合、3 歳以上の幼児については、ひとりの保育者が受けもつ幼児数が圧倒的に多く、欧米と比較しますと圧倒的な違いがあります。

保育者の処遇改善とともに幼稚園・認定こども園・保育所における配置基準の改善をお願いします。

加えて保育の質を向上させるための会議や保育計画作成・研修受講のためのノンコンタクトタイムを保障する保育者の確保、年次有給休暇を取得するためのバックアップ保育者の配置などにも取り組んでください。

一時預かり事業(幼稚園型 )の就労支援型施設加算(事務員配置の加算)については、小規模保育事業の連携施設となることが取得要件の 1 つですが、小規模保育を必要としない自治体においては、この加算は取得できません。

連携施設がなくても実質的な事務作業は多く存在します。公定価格の見直しの次は、13 事業全体についても事務負担の軽減や人口減少・少しかに対応した柔軟な支援の仕組みの構築についてご配慮をお願いします。

処遇改善加算 の研修修了要件については、以前にも意見を述べていますが、同一法人における事業所において、幼稚園・認定こども園から 4 保育所への異動がある場合、担当する職種分野について 15 時間以上の研修を修了していても、それが都道府県の保育士等キャリアアップ研修以外の研修である場合は、処遇改善等加算 の研修修了要件に参入することができません。

研修要件を統一したり、都道府県の判断で保育所等キャリアアップ研修を修了したものとみなせるようにするなど、施設間での異動に支障がないよう、保育所の研修制度の改善をお願いします。

以 上

令和3年12月8日

内閣府

子ども・子育て会議 御中

第59回 子ども・子育て会議  
意見書

公益社団法人 全国私立保育連盟  
常務理事 望月昌幸

## 1. 公定価格について

現在、公的価格評価検討委員会及び、地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会においても議論されておりますが、現在の保育事業者への公定価格の在り方について適正な評価がされているのか疑問に感じるところがあります。

保育所の場合、「私立保育所の運営に要する費用について」の通知により、事業費の一般生活費及び人件費の本俸基準額及び特殊業務手当基準額のみ公表となっており、その他の積み上げられた内容については非公表となっているのが現状です。

積み上げ方式を基礎とした公定価格の単価設定が時代に合ったものなのか、公的価格評価検討委員会において議論をお願いいたします。

また、所長(福)2-33、主任保育士(福)2-17、保育士(福)1-29、調理員(行二)1-37の格付けがされておりますが、責任の重さに対する適正評価なのかも含めて、あわせてご議論をお願いいたします。

## 2. 在り方に関する検討会取りまとめ(案)について

第8回地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会において取りまとめ(案)が示されました。様々な議論のなかで将来を見据えた方向性が打ち出されたことに一定の評価をさせていただきます。また0歳~2歳までの未就園児家庭に対する虐待・貧困等の課題も、今後国策として進めていく必要性を私どもも強く感じます。

議論の中でもありました週1・2回程度の利用可能な保育の受け皿としての保育施設利用については、現行の一時保育事業とは別に新たな仕組みとして位置づけ、職員配置と財源の確保をお願いいたします。

また、「公定価格や新たな施策の展開等による支援の在り方」においてもご議論されてきておりますが、すでに人口減少地域では保育事業の維持さえ厳しくなっており、地域の子育て機能が失われる事態にもなっております。

利用実態に合わせた定員変更を可能とする市区町村への早急な対応、公定価格の特定加算部分(加算部分2)を受けるための加算要件の見直し、人口減少地域に対しての加算等(例:過疎地加算)も含めた公定価格の早急な見直しをお願いいたします。

## 3. 公的部門における配分機能強化等について

令和3年11月19日に閣議決定されました「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(2)公的部門における配分機能の強化等の中で、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職



員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、来年2月から前倒して実施するとされております。

子どもの育ちは、保育士のみならず調理員や看護師、事務職員等も含めた全職員で支えており、その職種にあった子ども達への関わりを広い視野をもって携わっています。経済対策という位置づけでもある今回の措置ですが、公定価格上算出された金額をもとに、他の職員への配分という考え方ではなく、全職員を対象とした措置として頂けるようお願いいたします。さらには社会保険料等の法人負担がないようご配慮願います。

#### 4. 定員増を伴わない施設整備について

老朽化等の施設整備費に伴い、定員増を伴わない申請の場合と定員増を伴う場合の施設整備の負担率に大きな違いがあります。令和3年度からの新子育て安心プランでの14万人分の保育の受け皿整備により待機児解消を打ち出す政策としては理解できますが、待機児童を抱える市区町村は全国的には一部であり、定員増をしない場合、改築を認められないとの判断をする市区町村もあります。

昨今の気候変動による災害への対策としても、老朽化した施設の改築は急務であり、保育事業者への負担軽減と、改築への後押しをお願いいたします。

#### 5. 国の施策と市区町村の関わりについて

・実情に合わせた利用定員の設定ができるように早急に通知を発出してください。

先に述べた通り、現在は実情に合わせた利用定員の届出ができるよう、自治体向けのFAQにて示されておりますが、内部規定を設け利用定員の変更の届出を拒む市区町村があります。国から通知を発出していただき、早急に対応できるよう市区町村に対してご指導願います。

・国が示した施策について、財政難や行政内部の仕組み等で実施されない。

ICTやコロナ関連等の施策として国が予算化している事業について、市区町村の負担割合がある事業、また市区町村の補正予算の組み換えの難しさにより実施されない事業があり、利用したくとも活用する事が出来ない保育事業者が多くあります。

国の様々な施策について、年度内に実施できなくとも、翌年度に実施できる繰越し可能な仕組みの在り方も含め、市区町村が活用しやすい制度設計をお願いいたします。

・地方版子ども・子育て会議の活性化。

条例で「置くように努める」と定められ、自治体が保護者や施設運営者、ステークホルダーの意見を聞くための地方版「子ども・子育て会議」が、新制度開始後、事実上休眠状態にある地域もあります。いま、人口減少社会を迎えた変革期での子育て支援の在り方を検討していく際に、この地域に密着した地方版の「子ども・子育て会議」の在り方が問われており、活用促進を国から再度徹底すべきではないでしょうか。地方の事は地方でという理想的な考え方の中で、行政間の格差が浮き彫りになっている現在、福祉も含めた子育て関連施策については国からの積極的な後押しをお願いいたします。

以上

# 意見書

一般社団法人 全国認定こども園連絡協議会

平成 25 年度より段階的に処遇改善を図り、保育教諭の人材確保について苦慮していただいていることに感謝申し上げます。しかし特に地方において保育教諭・保育士不足の改善が進んでいないことが、未だ大きな問題点となっております。

少子化がさらに進むことで将来の保育教諭・保育士等の担い手が増えないことは明白であります。新型コロナウイルス感染拡大およびその防止に最前線で活躍される医療従事者等のエッセンシャルワーカーを支えている保育士等でありながら「業務に見合わない社会的地位、給与、精神的・身体的負担およびリスク」などの理由により保育士が増えない大きな要因として存在しています。

つきましては、現行の公定価格の積み上げ方式を基に、安定した給与水準が確保されるよう、以下の問題点を改善していただきたい。

## 保育教諭等の賃金水準の向上

保育士等の退職理由の要因として『給与が安い』等の課題が挙げられています。この度、保育教諭等の月給を 9,000 円(年収平均の約 3%)引き上げると報道されていました。誰もが目指したくなる魅力ある職業への地位向上のためにも、一時的なものではなく、恒久的に賃金を全産業平均と同水準へ底上げできるよう、基本分単価の引き上げをお願いします。

また、この賃上げが保育教諭だけではなく、教育保育を支えている全ての職種へ支給できるように(業界全体の賃上げ)制度の向上をお願い頂きたい。

## 処遇改善加算の簡素化(統合)と事務負担軽減

現処遇改善の制度では経験年数、園児数、職員数、経済動向などの実状に応じて計算され、個人ではなく施設の平均で換算されることから経験者が結婚、出産で退職した場合は、経験年数が大幅に少なくなるなど不安定要素があります。また経済状況などに左右されることなく、安定的な給与水準を維持できるように、処遇改善を基本分単価に取り入れる等の抜本的な改革をお願い頂きたい。

特に、施設として長く勤めていただくことを前提に職場環境を整えていても、長年勤めていたキャリアを持つ女性が出産・子育て等で退職された場合、処遇改善率が大幅に減ってし

まう場合があります。処遇改善率が大幅に減少した場合には、激変緩和措置を適用する等ご検討いただきたい。併せて誰もが簡易に申請が出来るよう事務負担軽減のための書式変更をお願い頂きたい。

#### 支援の必要な児童(障がい・外国人)の増加に伴う職員配置

特別に支援を必要とする子どもへの対応を自治体の療育機関と連携しながら取り組んでおりますが、特別に支援を必要とする子どもが認定こども園・保育所等でも年々増加しており、その対応できる制度設計が求められます。安全面や個々へ対応するためにも、現在の療育支援加算を改善し、個々に応じたきめ細かな発達支援を行うためにも見直しが必要です。

また、支援の必要な児童(障がい・外国人)の個々に対応するためには、職員配置が必要であり、現状の公定価格は対象外のため、すべて施設の自己負担となり、職員の処遇改善を後押しできず財政的にも困難となっています。すべての子が、社会全体で育む制度設計として、保育現場で働く全ての保育士等、誰一人取り残すことなく加算の対象となるよう設定して頂き、加算のあり方を再検討していただきたい。

以上